

最終更新日：2006年6月2日

株式会社 協和日成

代表取締役社長 北村 眞隆

問合せ先：経営企画室 TEL03-3464-0121

証券コード：1981

<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「豊かな感性と確かな技術をもって、快適な都市空間を創造し社会に貢献します」の経営理念のもと、単なる法令遵守としてのコンプライアンスだけでなく、より高い企業倫理観に基づいた内部統制システムを構築することが、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現することと考えております。このことによりさらなる経営の透明性、公正性が図れ、株主を始めとした様々なステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことに繋がると考えます。

このような考えのもと、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することによって、取締役会による業務執行に対する監視を行なうと同時に、監査役による取締役の業務執行を監視するため監査役を設置しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
城北興業 株式会社	1,073,000	9.09
朝日生命保険相互会社	629,000	5.33
株式会社 三菱東京 UFJ 銀行	570,000	4.83
森田 ユリ	500,400	4.24
株式会社 三井住友銀行	400,000	3.39
灰原 節雄	350,800	2.97
株式会社 みずほ銀行	350,000	2.97
加賀美 榮男	327,560	2.78
北村 眞隆	327,000	2.77
協和日成社員持株会	291,157	2.47

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	建設業
(連結) 従業員数	500人以上1000人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では社外監査役を含め監査役が4名おり、取締役会等重要な会議に出席するなど監査業務に精励しており、チェック体制が十分機能しているため、現在のところ社外取締役については選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人より年2回定期的に監査報告を受け、また意見交換を行なっております。
また、定期的に会計監査人が行なう往査へも同行し、これらの結果等については監査役会に報告しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は独立した内部監査部門は設置しておりませんが、他の管理部門とは独立した経営企画室に専任の内部監査員を配置しております。

監査役は内部監査員より随時監査報告を受け、結果については、必要に応じ監査役会に報告しております。

また、内部監査員と連携し、各部門における契約状況及び完成基準の遵守確認、資金及び未収金の回収状況等について、検証・指導を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
宮原 弘義	他の会社の出身者										○
吉村 康夫	他の会社の出身者										○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
宮原 弘義	——	当社の主力取引銀行である株式会社三菱東京 UFJ 銀行より招聘しておりますが、利害関係はございません。
吉村 康夫	——	当社の大株主である朝日生命保険相互会社より招聘しておりますが、利害関係はございません。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月開催しております定例取締役会に出席しております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では取締役報酬を業績に連動させておりませんが、今後については当社の経営環境に適したインセンティブの付与について検討して参ります。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

上記のほか、当社ホームページ内の「IR 情報」ページと「EDINET」がリンクしておりますので、そちらからも閲覧可能です。

報酬額は、社内取締役に対する報酬として、121,387 千円、監査役に対する報酬として、32,115 千円 計 153,502 千円となっております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、その議事内容について事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離するために執行役員制度を導入しており、権限委譲と責任体制を明確にすることで、経営の意思決定や経営の効率向上に努め、事業遂行を行なっております。

また、定例取締役会を毎月 1 回開催し、経営目標・経営戦略など重要な事業戦略を決定するとともに、業務執行・監督機能を強化するため、経営者会議・事業計画進捗会議を毎月 1 回開催しております。

監査役監査につきましては、常勤監査役を中心に取締役の職務執行を厳正に監視していると同時に、社内の重要な会議に出席し必要な意見を述べております。また、会社業務全般にわたり、適法・適正に行なわれているかどうかを検証し、指導しております。

内部監査体制につきましては、他の管理部門とは独立した経営企画室に専任の内部監査員を配置し、各部署の業務が法令及び所定の諸規則、基準に正しく準拠して行なわれているかについて検証し、問題点の把握・指摘・改善勧告を実施すると同時に代表取締役及び監査役へ報告しております。なお、内部監査員は監査にあたり、経理部に必要な情報を求め、収集するほか、随時経理部担当者と連携を図りながら実施しております。

会計監査につきましては、公認会計士森 助紀・公認会計士小林恒男両氏を会計監査人に選任し、両氏の他、公認会計士 6 名、会計士補 3 名で商法監査及び証券取引法監査を受けております。また公認会計士との継続監査年数は、公認会計士森 助紀氏 33 年、公認会計士小林恒男氏 27 年であります。

取締役候補者の選定につきましては、代表取締役が株主総会に推薦する候補者を取締役会に提案し、取締役会において決定しております。

取締役の報酬につきましては、株主総会で報酬額の総額を定め、個々の配分については取締役会によって定めた内規により決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
IR資料の ホームページ掲載	なし	——
IRに関する部署 (担当者) の設置	—	経営企画室内に兼任の担当者を配置

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は個々の業務遂行において、規程等社内ルールはもとより、単なる法令遵守としてのコンプライアンスだけではなく、より高い企業倫理観を社員一人ひとりに真に理解させ、浸透させていくことを内部統制の最終目標とし、その実現を図るための体制として、職務執行に関しましては、執行役員制度・事業本部制を導入し、取締役会において各本部を担当する執行役員本部長及び各本部内の各部門の長を任命しております。また、日常の業務執行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程に基づき権限の委譲を行ない、各階層の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

コンプライアンス体制につきましては、総務部にコンプライアンスグループを設置し、内部通報保護規程に基づき、内部通報制度を構築するとともに、研修等によりコンプライアンスマインドの高揚を図っております。また、新たにコンプライアンス規程を定めることにより、その周知徹底を図ってまいります。

リスク管理体制といたしましては、ISO活動を推進することにより、各部門においてリスクマネジメントを行なっておりますが、新たにリスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントに取り組んでまいります。また、各部門と代表取締役の情報の共有化とリスクの未然防止を図る目的で、毎朝各拠点長から代表取締役宛に、インターネットのメールを利用した「報告制度」を実施しているほか、社内の独立組織である「感じ・考え・行動する」委員会において、取締役及び執行役員を中心とした現場巡視を実施し、事故防止について

の啓蒙活動を実施しております。

内部監査体制につきましては、他の管理部門とは独立した経営企画室に専任の内部監査員を配置し、各部署の業務が法令及び所定の諸規則、基準に正しく準拠して行なわれているかについて検証し、問題点の把握・指摘・改善勧告を実施すると同時に結果を代表取締役及び監査役へ報告しております。なお、内部監査員は監査にあたり、経理部に必要な情報を求め、収集するほか、随時経理部担当者と連携を図りながら実施しております。

会計監査人は、法令及び基準に基づいた会計監査を実施するほか、上記の内部統制システムが機能しているかについての内部統制監査を実施しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を実現するために、コンプライアンス体制、リスク管理体制をはじめとする内部統制システムについて、各管理規定を整備し、徹底を図っていくことが課題となっておりますが、そのために「CSR 委員会」を設置し、包括的に検討してまいります。

【 参考資料：模式図 】

